こども SAFETY ACTION
警視庁交通部

交通安全情報

自転車 SAFETY ACTION
警視庁交通部

保護者のみなさん
あなたのお子さん、遊具を使って道路で遊んでいませんか？

注　意！

「キックバイク」をはじめとした車輪付き遊具による、**交通死亡事故を含む子どもの重大事故**が、全国で報告されています。

※独立行政法人国民生活センター調べ

警　告！

「交通のひんぱんな道路において、球戯をし、ローラー・スケートをし、又はこれらに類する行為をすること」は**禁止**されています。

※道路交通法第76第4項第3号
（道路における禁止行為）

●「キックバイク」をはじめとした車輪付き遊具は、使用が許可されている公園や広場で遊びましょう。

●坂道ではスピードが出て制御できないので、子どもから目を離さないように気をつけましょう。

●乗る際は、必ずヘルメットを着用させましょう。

街とともに。人とともに。
FOR MORE COMMUNICATION

警視庁

警視庁交通部特設サイト

交通事故を防ぐ、簡単だけど、効果のある方法が満載！
TOKYO SAFETY ACTION
https://www.safetyaction.tokyo/